

史料紹介

## 「藤龍家譜」所収文書について

中村知裕

## はじめに

佐賀県立図書館には現在、鍋島報效会から多数の文書・記録類が寄託されている。その中には、戦国期に鍋島氏が仕えた龍造寺氏に関するものも多数含まれている。

その代表的なものとしては、「龍造寺家文書」であるが、他にも「肥陽軍記」、「歴代鎮西志」など近世に編纂された軍記物語や「藤龍家譜」などの家譜類も存在する。

その中でも「藤龍家譜」は、鎌倉期から織豊期に至る龍造寺氏の系譜を記したものである。この「藤龍家譜」の編纂時期はよくわからない。しかし、原本調査を行った結果、江戸末期の古文書の裏を使用していることがわかった。さらに内容を見ていくと、「九州記」(元禄年間成立<sup>1</sup>)、「直茂公年譜」(享保年間成立<sup>2</sup>)、「肥陽軍記」(江戸後期成立<sup>3</sup>)といった軍記物語や系譜類を多く引用していることがわかった。こうしたことを踏まえるとして、「藤龍家譜」は右の軍記物語や系譜成立後、おそらく幕末から明治期に編纂されたものと推測される。

「藤龍家譜」では、「龍造寺家文書」をはじめとして多数の古文書を掲載して龍造寺氏の系譜を説明しているが、その中には、未翻刻文書も多数残

されている。このことは以前より広く知られていたが、未翻刻文書の全容は、未だ明らかにされていない状況にあった。

なお、文書の中には、『中世法制史料集』、『大日本史料』などですでに一部収録しているものも存在するが、本稿では主に『佐賀県史料集成』に収録されていない文書を対象として、一括して紹介していきたい。

## 内容

今回、原本調査を行った結果、「藤龍家譜」には計二四六通もの文書が掲載されていることがわかった。その全容を示したものが【表】である。

中には「深堀家文書」、「多久家有之候御書物写」、「田尻家譜」に残されている文書が掲載されている事例も見られる<sup>4</sup>。

特に「深堀家文書」に見られるもの【表】40・57)を検討していくと、南北朝初期の段階で深堀氏と同様に龍造寺氏も北朝側として活動していることから、「龍造寺家文書」にも【表】の「深堀家文書」と同様の文書が残されていたのかもしれない。また、「藤龍家譜」にある未翻刻の文書の数は、偽文書二通も含めて計四〇通にもほることがわかった。

未翻刻文書について、その年代は南北朝から戦国期と幅広く、特に戦国期の天正年間の文書が最も多い。その内容は多様であるが、起請文が多

【表】「藤龍家譜」所収文書一覧

卷	No.	年月日	西暦	文書名	未収載	刊本	備考
一	一	寿永三年三月一日	二八四	源頼朝下文		吾妻鏡所収文書	
一	二	元暦二年正月日	二八五	源頼朝下文		吾妻鏡所収文書	
一	三	文治元年九月二十七日	二八六	大宰府序下文		龍造寺家文書一〇号	
一	四	建久五年二月二十五日	二九五	將軍家政所下文		龍造寺家文書一一号	
一	五	承久三年六月二十二日	三三三	北条泰時禁制		龍造寺家文書一三三号	
一	六	嘉祿二年二月日	三三六	佐御寓小地畷申状		龍造寺家文書一四号	
一	七	嘉祿三年三月十九日	三三七	関東下知状		龍造寺家文書一五号	
一	八	嘉祿四年七月二十六日	三三八	関東御教書		龍造寺家文書一七号	
一	九	寛喜二年正月二十四日	三三〇	末吉領政所下文		龍造寺家文書一〇号	
一	一〇	寛元四年正月十五日	二四六	龍造寺家文書一三二号		龍造寺家文書一三二号	
一	二	建長元年五月二十日	二四九	関東御教書		龍造寺家文書一八号	
一	三	建久元年七月二十七日	二九〇	武藤資能書状		龍造寺家文書一九号	
一	三三	弘安十年正月二十九日	二八七	北条為時施行状		龍造寺家文書四号	
一	三四	弘安五年七月晦日	二八二	北条時定覆勘状		龍造寺家文書三三号	龍造寺家文書では「七月三十日」と記述
一	三五	弘安五年九月九日	二八二	北条時定書状		龍造寺家文書五号	
一	一六	弘安六年四月二十九日	二八三	北条時定覆勘状		龍造寺家文書六号	
一	一七	弘安六年七月二十九日	二八三	北条時定覆勘状		龍造寺家文書七号	
一	一八	弘安七年正月二十九日	二八四	北条為時施行状		龍造寺家文書八号	
一	一九	弘安七年四月十六日	二八四	北条時定覆勘状		龍造寺家文書九号	
一	二〇	弘安七年八月一日	二八四	北条時定覆勘状		龍造寺家文書一〇号	

卷	No.	年月日	西暦	文書名	未収載	刊本	備考
一	二二	正応五年九月晦日	二九二	北条時定覆勘状		龍造寺家文書二二号	
一	二三	永仁元年十月五日	二九三	北条時定覆勘状		龍造寺家文書二二号	
一	三三	永仁三年三月二十六日	二九四	北条定宗書下		龍造寺家文書一三三号	
一	三四	弘安七年八月一日	二八四	北条時定覆勘状		龍造寺家文書一四号	
一	三五	弘安十年三月三十日	二八七	北条為時覆勘状		龍造寺家文書一五号	
一	二六	正応四年九月晦日	二九五	北条定宗覆勘状		龍造寺家文書一六号	
一	二七	正和二年二月九日	三三三	鎮西御教書		龍造寺家文書一七号	
一	二八	正和三年十月十八日	三三三	藤原某施行状		龍造寺家文書一八号	
一	二九	嘉禪元年十二月十五日	三三七	鎮西御教書		龍造寺家文書五〇号	
一	三〇	元弘三年七月二十二日	三三三	龍造寺善智着到状		龍造寺家文書四九号	
一	三一	元弘三年十月二十日	三三三	龍造寺善智着到状		龍造寺家文書四八号	
一	三二	建武元年七月二十四日	三三四	龍造寺善智着到状		龍造寺家文書五一号	
一	三三	建武元年七月二十四日	三三四	龍造寺善智着到状		龍造寺家文書五二号	
一	三四	建武二年正月二十三日	三三五	龍造寺善智着到状		龍造寺家文書五三三号	
一	三五	建武二年十二月二十日	三三五	少式頼尚施行状		龍造寺家文書五九号	
一	三六	建武三年二月二十七日	三三六	龍造寺実善着到状		龍造寺家文書六〇号	
一	三七	建武三年三月五日	三三六	龍造寺善智着到状		龍造寺家文書五四号	
一	三八	建武三年三月十八日	三三六	龍造寺実善着到状		龍造寺家文書六一号	
一	三九	建武三年四月五日	三三六	龍造寺善智着到状		龍造寺家文書五五号	
一	四〇	建武三年五月二十五日	三三六	足利尊氏書下案		深堀家文書一六号	

卷	No.	年月日	西曆	文書名	未収載	刊本	備考
一	六一	建武四年九月十日	一三三七	一色道猷宛行状		龍造寺家文書七三三号	
一	六〇	建武四年四月三日	一三三七	今川助時軍勢催促状		龍造寺家文書二六号	
一	五九	建武四年三月二十日	一三三七	今川助時軍勢催促状		龍造寺家文書六三三号	
一	五八	建武四年三月二十日	一三三七	一色道猷軍勢催促状		龍造寺家文書二二二号	
一	五七	建武四年二月十八日	一三三七	一色道猷書下案		深堀家文書二三三号	深堀家文書は三月廿一日と記述
一	五六	建武四年二月七日	一三三七	一色道猷軍勢催促状		龍造寺家文書二五五号	
一	五五	建武四年二月二日	一三三七	小侯道刺邊行状		龍造寺家文書四六号	
一	五四	建武四年二月二日	一三三七	小侯道刺邊行状		龍造寺家文書五七号	
一	五三	建武四年正月二十日	一三三七	龍造寺家種着到状		龍造寺家文書二四号	
一	五二	建武四年正月二十五日	一三三七	龍造寺善智着到状	○		
一	五一	建武四年正月二十五日	一三三七	龍造寺善智着到状		龍造寺家文書五六号	
一	五〇	建武三年九月九日	一三三六	龍造寺季利着到状		龍造寺家文書七一七号	
一	四九	建武三年八月八日	一三三六	一色道猷軍勢催促状		龍造寺家文書七〇号	
一	四八	建武三年六月六日	一三三六	龍造寺季利着到状		龍造寺家文書六九号	
一	四七	建武三年六月六日	一三三六	龍造寺季利着到状		龍造寺家文書六八号	
一	四六	建武三年五月九日	一三三六	一色道猷軍勢催促状		龍造寺家文書三三三号	
一	四五	建武三年三月二十日	一三三六	一色道猷軍勢催促状		龍造寺家文書二二二号	
一	四四	建武三年八月十八日	一三三六	龍造寺修善着到状		龍造寺家文書二二二号	
一	四三	建武三年七月二十日	一三三六	龍造寺修善着到状		龍造寺家文書一〇号	
一	四二	建武三年七月十八日	一三三六	龍造寺修善着到状		龍造寺家文書一九九号	
一	四一	建武三年四月二十七日	一三三六	仁木義長施行状		龍造寺家文書六二二号	

卷	No.	年月日	西曆	文書名	未収載	刊本	備考
二	六三	建武三年七月十八日	一三三六	龍造寺修善着到状		龍造寺家文書一九九号	
二	六二	建武五年二月十七日	一三三八	一色道猷施行状		龍造寺家文書七四号	
二	六一	建武五年二月二十五日	一三三八	小侯道刺邊行状		龍造寺家文書四七号	
二	六〇	建武五年閏七月六日	一三三八	今川頼貞奉書		龍造寺家文書五八号	
二	五九	建武五年八月八日	一三三八	龍造寺実善着到状		龍造寺家文書六四号	
二	五八	建武五年九月二十九日	一三三八	龍造寺実善着到状		龍造寺家文書六五号	
二	五七	建武五年十月十日	一三三八	龍造寺家貞軍忠状		龍造寺家文書九一七号	
二	五六	曆応元年四月七日	一三三六	龍造寺家貞軍忠状		龍造寺家文書九一七号	
二	五五	曆応二年九月三日	一三三九	龍造寺季利着到状		龍造寺家文書七五号	
二	五四	曆応二年九月八日	一三三九	龍造寺季利着到状		龍造寺家文書七六号	
二	五三	康永元年十月五日	一三四二	沙弥某施行状		龍造寺家文書九三三号	
二	五二	康永二年四月九日	一三四三	一色道猷軍勢催促状		龍造寺家文書二八号	
二	五一	康永二年七月三日	一三四三	一色道猷軍勢催促状		龍造寺家文書九四号	
二	五〇	康永二年七月五日	一三四三	龍造寺家平軍忠状		龍造寺家文書七八号	
二	四九	康永三年三月二十日	一三四三	龍造寺上円讓状		龍造寺家文書七九号	
二	四八	貞和三年五月十一日	一三四七	一色道猷軍勢催促状		龍造寺家文書三〇号	
二	四七	貞和四年正月十日	一三四八	一色直氏感状		龍造寺家文書七七号	
二	四六	貞和四年三月十六日	一三四八	一色直氏軍勢催促状		龍造寺家文書八〇号	
二	四五	觀応元年七月二日	一三五〇	一色師光奉状		龍造寺家文書三二二号	
二	四四	貞和六年十月十日	一三五〇	龍造寺実善申状		龍造寺家文書六六号	

卷	No.	年月日	西曆	文書名	未収載	刊本	備考
二	一三	康安五年二月日	一三六五	龍造寺龍丸軍忠状		龍造寺家文書四二号	
二	一四	康安二年十月日	一三六二	龍造寺家経軍忠状		龍造寺家文書四一号	
二	一五	(年未詳)二月二十七日		少式冬資書状		龍造寺家文書八九号	
二	一六	延文六年九月日	一三六一	龍造寺家平軍忠状		龍造寺家文書八八号	
二	一七	延文五年十一月日	一三六〇	龍造寺家経軍忠状		龍造寺家文書四〇号	
二	一八	(延文五年)八月日	一三六〇	龍造寺家貞軍忠状		龍造寺家文書九七号	後醍醐天皇(在位)の御親筆 四年三説
二	一九	延文五年八月日	一三六〇	龍造寺家経軍忠状		龍造寺家文書三九号	
二	二〇	貞和七年三月十五日	一三五二	足利直冬感状		龍造寺家文書三八号	
二	二一	觀應三年六月二日	一三五一	平沙弥某連署奉書		龍造寺家文書三七号	
二	二二	觀應三年閏二月十日	一三五二	宗利部丞施行状		龍造寺家文書三六号	
二	二三	觀應三年閏二月十日	一三五二	高木太郎施行状		龍造寺家文書三五号	
二	二四	觀應三年閏二月十日	一三五二	平沙弥某連署奉書		龍造寺家文書八六号	
二	二五	觀應三年十月十三日	一三五二	足利直冬感状		龍造寺家文書八五号	
二	二六	觀應三年十二月二日	一三五二	足利直冬感状		龍造寺家文書三四号	
二	二七	觀應二年十一月日	一三五二	龍造寺家平軍忠状		龍造寺家文書八四号	
二	二八	觀應二年八月二十四日	一三五二	足利直冬感状		龍造寺家文書三三三号	
二	二九	觀應二年八月十二日	一三五二	足利直冬軍務催促状		龍造寺家文書三三二号	
二	三〇	貞和七年正月七日	一三五二	足利直冬安堵状		龍造寺家文書八三三号	
二	三一	貞和七年正月日	一三五二	龍造寺家平申状		龍造寺家文書八二二号	
二	三二	貞和六年十一月日	一三五〇	龍造寺家忠申状		龍造寺家文書九五号	
二	三三	貞和六年十一月日	一三五〇	龍造寺家忠申状		龍造寺家文書九六号	

卷	No.	年月日	西曆	文書名	未収載	刊本	備考
二	三四	(年未詳)七月二十六日		大友義鑑書状		龍造寺家文書一一〇号	
二	三五	天文五年八月十六日	一五三六	大友氏老中連署奉書		龍造寺家文書一〇九号	
二	三六	天文五年八月二十六日	一五三六	大友氏老中連署奉書		龍造寺家文書一〇八号	
二	三七	(年未詳)七月九日		大友義鑑宛行状		龍造寺家文書一〇七号	
二	三八	(年未詳)九月四日		龍造寺家門書状	○		
二	三九	享祿三年七月十九日	一五三〇	龍造寺家門書状	○		
二	四〇	享祿三年七月十五日	一五三〇	千葉胤勝安堵状		龍造寺家文書一〇六号	
二	四一	享祿二年八月十九日	一五二九	龍造寺家門起請文	○		
二	四二	大永四年三月二十八日	一五二四	千葉胤勝安堵状		龍造寺家文書一〇五号	
二	四三	永正十八年正月十一日	一五二二	千葉胤勝旨添状		龍造寺家文書一〇四号	
二	四四	永正十一年三月十五日	一五二四	千葉胤勝名字書出		龍造寺家文書一〇三号	
二	四五	(享祿四年閏五月二十日)	一五二三	千葉胤勝名字書出		龍造寺家文書一〇二号	
二	四六	水龜二年正月十六日	一五〇二	千葉胤勝名字書出		龍造寺家文書一〇一号	
二	四七	文龜二年正月十一日	一五〇二	千葉胤勝名字書出	○		
二	四八	永正二年三月十六日	一五〇五	千葉某安堵状		龍造寺家文書九九号	
二	四九	(年未詳)六月六日		千葉胤繁書状		龍造寺家文書一〇〇号	
二	五〇	文明十七年四月十三日	一四八五	龍造寺康家制札	○		中世制札集 第三卷(西)に翻刻
二	五一	文明十七年四月十三日	一四八五	龍造寺康家制札	○		中世制札集 第三卷(西)に翻刻
二	五二	(年未詳)十二月十日		少式貞頼書状		龍造寺家文書四五号	
二	五三	明德二年九月十日	一三三九	今川貞昌旨添状		龍造寺家文書四四号	
二	五四	天授二年六月十八日	一三七六	沙弥某書下状		龍造寺家文書四三三号	

卷	No.	年月日	西曆	文書名	未収載	刊本	備考
三	一四	天正五年十月十四日	一五七七	西郷純安起請文		龍造寺家文書一三三三号	
三	一四	天正五年十月十四日	一五七七	西郷幸教起請文		龍造寺家文書一三二二号	
三	一四	天正五年十月十四日	一五七七	西郷純賢起請文		龍造寺家文書一三二九号	
三	一四	天正五年十月十四日	一五七七	四郷幸光・幸勝連起請文		龍造寺家文書一三二八号	
三	一四	天正五年十月十四日	一五七七	箭上幸治起請文		龍造寺家文書一三二七号	
三	一四	天正四年六月十六日	一五七六	大村理專起請文		龍造寺家文書一三二六号	
三	一三	元龜三年三月二十四日	一五七二	大塚盛家起請文	○		
三	一三	天正三年八月十七日	一五七五	鍋島信昌起請文	○		
三	一三	天正三年五月六日	一五七五	松浦信重連署起請文		龍造寺家文書一三二五号	
三	一三	天正五年五月二十四日	一五七四	神代長壽連署起請文	○		
三	一三	(年未詳)三月十一日		龍造寺隆信書状		田尻家譜一〇号	善書は指書(細書)多量
三	一三	(年未詳)二月二十八日		比叡山某書状	○		
三	一三	(年未詳)三月二十日		比叡山法印釋尊書状	○		
三	一三	年月日未詳		比叡山楞嚴院連署書状	○		断簡
三	一三	永祿四年正月三日	一五六一	比叡山・齋連嘉嘉疾	○		
三	一三	天文十九年七月一日	一五五〇	大内義隆官途吹券状		龍造寺家文書一三四号	
二	一三	天文十一年七月五日	一五四六	大内義隆書状		龍造寺家文書一三二二号	
二	一三	天文十六年	一五四七	大内義隆宛行状	○		偽文書の疑義アリ
二	一三	天文十一年三月七日	一五四七	大内義隆書状		龍造寺家文書一三三三号	
二	一三	天文八年六月二十二日	一五三九	石里小路惟房口宣案		龍造寺家文書一四〇号	
二	一三	(年未詳)十二月十五日		大友義鑑書状		龍造寺家文書一三二二号	

卷	No.	年月日	西曆	文書名	未収載	刊本	備考
四	一六	(天正九年)三月十七日	一五八八	本腰心・城勝連起請文		龍造寺家文書一三二七号	
四	一六	(天正九年)	一五八八	龍造寺隆信書		龍造寺家文書一三二九号	
三	一五	天正七年十月二十七日	一五七九	鍋島信昌起請文	○	龍造寺家文書一四六号	
三	一五	天正七年六月吉日	一五七九	有馬鎮純起請文		龍造寺家文書一四七号	
三	一五	天正七年十一月三日	一五七九	蒲池鑑連・鑑広起請文		龍造寺家文書一四七号	
三	一五	天正七年五月二十一日	一五七九	鐘江実統起請文		龍造寺家文書一四五号	
三	一五	天正七年四月	一五七九	紀親祐起請文		龍造寺家文書一四四号	
三	一五	天正七年二月十四日	一五七九	田尻宗達起請文		龍造寺家文書一四三三号	
三	一五	(年未詳)二月十八日		大友氏老中連署書状	○		偽文書の疑義アリ
三	一五	(年未詳)六月十九日		島津氏老中連署書状	○		
三	一五	天正六年三月十三日	一五六六	松岡輝九郎連署起請文		龍造寺家文書一四二二号	
三	一五	天正六年三月十三日	一五六六	山代虎王丸起請文		龍造寺家文書一四二二号	
三	一五	(年未詳)三月二十三日		有馬鎮貴書状	○		
三	一五	天正六年二月二十日	一五六六	赤田瑞・賢通連署起請文		龍造寺家文書一四〇号	龍造寺家文書では名が判別不能
三	一五	天正五年十月十九日	一五七七	東純盛起請文		龍造寺家文書一三九号	
三	一五	天正五年十月十七日	一五七七	西郷幸忠起請文		龍造寺家文書一三八号	
三	一五	天正五年十月十四日	一五七七	西郷宗浦連署起請文		龍造寺家文書一三七七号	
三	一五	天正五年十月十四日	一五七七	御崎亮起請文		龍造寺家文書一三六号	
三	一四	天正五年十月十四日	一五七七	西郷貞徳起請文		龍造寺家文書一三五号	
三	一四	天正五年十月十四日	一五七七	市来忠末起請文		龍造寺家文書一三四号	
三	一四	天正五年十月十四日	一五七七	西郷堯繁起請文		龍造寺家文書一三三三号	

四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	卷	
一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	No	
天正十二年六月二日	天正十二年四月二十八日	天正十二年八月一日	天正十二年十二月一日	天正十一年十一月朔日	天正十一年七月二十日	天正十年九月二十二日	天正十年八月二十一日	天正十年四月六日	(年未詳)三月晦日	天正九年九月八日	天正九年八月二十日	天正九年八月二十六日	(年未詳)四月三日	天正九年六月十六日	天正九年六月十二日	天正九年六月五日	天正九年三月十七日	天正九年三月十七日	天正九年三月十七日	年月日	
一五八四	一五八四	一五八四	一五八三	一五八三	一五八三	一五八二	一五八二	一五八二		一五八一	一五八一	一五八一		一五八一	一五八一	一五八一	一五八一	一五八一	一五八一	西曆	
巖鏡親奉親來邊起書	赤野保長名邊起書	吉田信景起請文	田尻長松丸起請文	岩鏡親奉親來邊起書	田尻鑑種起請文	田尻鑑種起請文	田尻鑑種起請文	隈部親泰起請文	波多親起請文	相良義陽起請文	高良山良寛起請文	高良山素院與起書	合志親為起請文	蒲池鎮運起請文	赤星統家起請文	志岐鎮起起請文	小代親伝書状	岩鏡親奉親來邊起書	城親賢起請文	文書名	
		○																		未収載	
龍造寺家文書一六三三號	龍造寺家文書一六二二號		龍造寺家文書一六一一號	龍造寺家文書一六〇〇號	龍造寺家文書一五九二號	龍造寺家文書一五八七號	龍造寺家文書一五七七號	龍造寺家文書一五六六號	龍造寺家文書一五五五號	龍造寺家文書一五五〇號	龍造寺家文書一五四四號	龍造寺家文書一五三二號	龍造寺家文書一七六六號	龍造寺家文書一五二二號	龍造寺家文書一五一〇號	龍造寺家文書一五〇〇號	龍造寺家文書二〇〇〇號	龍造寺家文書一四八八號	龍造寺家文書一四九七號	龍造寺家文書一四八八號	刊本
		天正十三年八月十九日		龍造寺家文書は二日と記述					龍造寺家文書は三十日と記述											備考	

四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	卷
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	No
天正十三年九月晦日	天正十三年八月十九日	天正十三年七月二日	(年未詳)十月日	(年未詳)四月十五日	天正十三年十一月十日	天正十三年三月七日	(年未詳)五月二十日	(年未詳)五月二十日	(年未詳)八月二十五日	(年未詳)九月四日	(年未詳)九月四日	天正十三年二月七日	天正十二年霜月吉日	(年未詳)十一月三日	天正十三年十月十六日	天正十二年九月十四日	(年未詳)九月十四日	天正十三年八月二十六日	天正十三年八月二十三日	年月日
一五八五	一五八五	一五八五			一五八四	一五八五					一五八四	一五八四	一五八四	一五八四	一五八四	一五八四	一五八四	一五八四	一五八四	西曆
龍造寺家晴起請文	筑紫広門起請文	鍋島信生起請文	比叡山豪盛書状	龍造寺政家書状	正親町天皇翰旨	原田鑑種來邊起書	龍造寺政家書状	龍造寺政家書状	毛利輝元書状	足利義昭御内書	筑紫広門起請文	三池親基起請文	秋月種実起請文	原親興三邊起請文	高良山良寛起請文	龍造寺家晴起請文	筑紫広門起請文	原田家益起請文	田尻鑑種起請文	文書名
○	○	○	○	○	○		○	○							○					未収載
					龍造寺家文書一七〇號			龍造寺家文書一二三三號	龍造寺家文書一二四四號	龍造寺家文書一二三三號	龍造寺家文書一六八九號	龍造寺家文書一六八八號	龍造寺家文書一八一八號	龍造寺家文書一六七七號	龍造寺家文書一六五七號	龍造寺家文書一八〇〇號	龍造寺家文書一六六六號	龍造寺家文書一六四四號	龍造寺家文書一六四四號	刊本
	天正十三年八月十九日	天正十三年七月二日	天正十三年八月十九日	天正十三年八月十九日	天正十三年八月十九日	天正十三年八月十九日	天正十三年八月十九日	天正十三年八月十九日	天正十三年八月十九日	天正十三年八月十九日	天正十三年八月十九日	天正十三年八月十九日	天正十三年八月十九日	天正十三年八月十九日	天正十三年八月十九日	天正十三年八月十九日	天正十三年八月十九日	天正十三年八月十九日	天正十三年八月十九日	備考

四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	卷	
三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三七	三六	三五	三四	三三	三三	三三	三三	三三	No.	
(天正十五年十月十三日)	(天正十五年九月二十四日)	(天正十五年九月二十日)	(年未詳)五月一日	(天正十五年卯月十五日)	(年未詳)卯月十五日	(年未詳)三月二十六日	(年未詳)正月二十三日	(年未詳)十二月十七日	天正十四年十二月七日	(年未詳)極月二日	天正十四年癸月二十七日	天正十四年十一月七日	天正十四年七月二十九日	天正十四年三月二十四日	天正十四年卯月十三日	天正十四年卯月十日	(年未詳)卯月三日	(年未詳)二月二十三日	天正十五年十一月十四日	年月日	
一五八七	一五八七	一五八七		一五八七					一五八六		一五八六	一五八六	一五八六	一五八六	一五八六	一五八六			一五八五	西暦	
豊臣秀吉朱印状	豊臣秀吉朱印状	戸田勝隆書状	豊臣秀吉朱印状	豊臣秀吉朱印状	豊臣秀吉朱印状	豊臣秀吉朱印状	大谷吉継書状	豊臣秀吉朱印状	波多親起請文	豊臣秀吉朱印状	波多親起請文	豊臣秀吉朱印状	伊集院忠棟起請文	伊集院忠棟起請文	龍造寺政家起請文	鍋島信生起請文	波多親起請文	筑紫広門起請文	小早川隆景書状	安武家綱起請文	文書名
							○			○	○	○		○	○	○			○		未収載
龍造寺家文書一九〇号	龍造寺家文書一九六号	龍造寺家文書二〇六号	多久家有之候御書物写五号	龍造寺家文書一八六号	多久家有之候御書物写六号	龍造寺家文書一八五号		龍造寺家文書一八一号	龍造寺家文書七四号			龍造寺家文書二五〇号					龍造寺家文書一七三号	龍造寺家文書一七七号		龍造寺家文書一七二号	刊本
																					備考

※カテゴリーの「未収載」は『佐賀県史料集成』に未収載であることを意味する。

四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	卷
三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	No.
天正十八年三月七日	天正十七年十月十八日	天正十六年十月十一日	(年未詳)十月二十八日	(天正十六年九月八日)	(天正十六年八月十日)	天正十六年七月六日	天正十六年七月六日	天正十六年七月六日	天正十六年四月十四日	天正十六年三月二十九日	天正十六年二月二十日	天正十五年十月十七日	天正十五年十月十日	天正十五年十月十日	天正十五年十月十日	天正十五年十月十日	天正十五年十月十日	天正十五年十月十日	天正十五年十月十日	年月日
一五八〇	一五八八	一五八八		一五八八	一五八八	一五八八	一五八八	一五八八	一五八八	一五八八	一五八八	一五八七	一五八七	一五八七	一五八七	一五八七	一五八七	一五八七	一五八七	西暦
豊臣秀吉朱印状	龍造寺政家書状	豊臣秀吉朱印状	毛利輝元書状	豊臣秀吉朱印状	豊臣秀吉朱印状	飛鳥井雅継書状	中山慶親奉口宣案	中山慶親奉口宣案	豊臣秀吉朱印状	豊臣秀吉朱印状	豊臣秀吉朱印状	豊臣秀吉朱印状	豊臣秀吉朱印状	豊臣秀吉朱印状	豊臣秀吉朱印状	戸田勝隆書状	豊臣秀吉朱印状	豊臣秀吉朱印状	豊臣秀吉朱印状	文書名
	○		○			○														未収載
龍造寺家文書二〇三号		龍造寺家文書二〇二号		龍造寺家文書一八九号	龍造寺家文書一九五号		龍造寺家文書二五三号	龍造寺家文書二五二号	龍造寺家文書二〇一号	龍造寺家文書一八四号	龍造寺家文書一九四号	龍造寺家文書一九八号	龍造寺家文書一九二号	龍造寺家文書二〇七号	龍造寺家文書一九九号	龍造寺家文書一九九号	龍造寺家文書一九九号	龍造寺家文書一九九号	龍造寺家文書一九九号	刊本
龍造寺家文書二〇九号		龍造寺家文書二〇九号																		備考

く見られる。起請文に目を向けた龍造寺氏の研究はいくつか見られるが、今回紹介される文書を活用することによって、肥前における起請文の新たな特色が見出せるのではあるまいか。

また「藤龍家譜」では、龍造寺家兼とその子家門の発給文書もいくつか見られる。

家兼は一般に剛忠の名で知られており、龍造寺氏の庶流水ヶ江龍造寺氏の当主として勢力を誇った。その子家門は天文年間に水ヶ江龍造寺氏の当主を受け継いだ人物である。

近世に編纂された軍記物語によると、家兼の一族は少弐氏重臣馬場頼周によって襲撃され、家門をはじめとして、一族の大半が誅殺されることになる。生き残った家兼は、その後、筑後蒲池氏の救援を得て馬場頼周への復讐を果たし、曾孫の隆信を擁立して水ヶ江龍造寺氏の復権をはかったとされている。この家兼と家門を含む一族については、不明な点が多く、果たして家兼一族への誅殺事件も実際に起こったのか、当時の史料で確認することはできない。ただ、今回発見された家兼・家門発給文書を読み込み、関係史料を集めることによって、天文年間における龍造寺氏の状況を垣間見ることができるとはあるまいか。

また、今回翻刻した「藤龍家譜」所収文書では、比叡山との関係性を示す文書が計六通確認できた。その内容は、第十八世の座主元三大師良源の命日に催される元三会の勤仕に関するもの(九・一〇・一一号)、延暦寺と密接な関係を有する日吉社の造営に関するものである(二四・二五・二六号)。

「龍造寺家文書」には、龍造寺氏と比叡山との関わりを示す文書がほとんど残されていない。そのため龍造寺氏と朝廷・在京寺社など京都との関係

について論じた研究は皆無である。今後は今回紹介する比叡山関係の文書を足掛かりとして、さらに関係史料の発掘を進めることによって、これまで見えなかった龍造寺氏と京都の朝廷・寺社との関係が見出せるものと思われる。

## 注

- (1) 「鍋島直茂公譜」等解題(佐賀県立図書館編『佐賀県近世史料 第一巻』一九九三年) 四頁。
- (2) 福岡県立図書館編『閩史筌蹄 筑前郷土誌解題(復刻版) 上巻』(文献出版 一九七六年 一九三四年版の復刻版) 五四～五五頁。
- (3) 佐賀県立図書館のホームページでは、成立を江戸後期としているが、その根拠は不明である。
- (4) 「深堀家文書」は『佐賀県史料集成』第四巻、「多久家有之候御書物」は『佐賀県史料集成』第一〇巻、「田尻家譜」は『柳川市史 史料編Ⅲ』でそれぞれ翻刻されている。
- (5) 松田博光「戦国末期の起請文に関する一考察―「龍造寺家文書」の事例を中心に―」(『鹿児島県歴史資料センター黎明館調査研究報告』一五 二〇〇二年)、堀本一繁「戦国期における肥前河上社と地域権力」(『宮研究会編』『中世一宮制の歴史的發展 上巻』岩田書院 二〇〇四年)。

## 【凡例】

- 一 本史料は鍋島報效会所蔵(佐賀県立図書館寄託)「藤龍家譜」の中でも、文書四〇点を翻刻したものである。
- 一 今回の史料紹介では一部翻刻されている文書もあるが、あまり知られておらず、『佐賀県史料集成』にも収載されていないため紹介の対象とする。

- 一 文書名の下に「」で【表】に付けられている文書番号を記した。



一 漢字の字体は、常用漢字表や人名漢字表に則った。それ以外の漢字

(いわゆる表外漢字)や変体仮名は適宜処理した。

一 校訂者の加えた註の内、説明中には( )を用いた。

一 龍造寺善智着到状写〔五二〕

肥前国龍造寺左衛門次郎入道善智為致軍忠、令馳參候畢、以此旨今月

五日可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年正月廿五日

(龍造寺善智)  
藤原——

進上御奉行所

承了(花押影)

二 龍造寺康家制札写〔一〇七〕

制札

右、於当津寄船之事、

縦雖有風波漂蕩之難、不可有奪取、若相違犯輩者、可被罪科者也、仍

制札如件、

文明十七年四月十三日

三 龍造寺康家制札写〔一〇八〕

制札

一、和市者、依時節可売買事、

一、押買・狼藉之事、

一、有醉狂人者、為目代先可置搦事、

一、博奕之事、

一、盜賊之事、

右、於背此条之輩者可被処罪科者也、仍制札如件、

文明十七年四月十三日

四 千葉某安堵状写〔一一一〕

肥前国佐賀郡之内関屋山之事、

右、依為奉公可知行之状如件、

文龜二年正月十一日

平(花押影)

龍造寺孫九郎殿江

五 龍造寺家門起請文写〔一一七〕

右、於向後互無相違可申承事、

一、自然不審之儀候者、無御等閑承尋可申事、

一、諸篇一味同心可申談事、

一、永代知音可申事、

若、此旨令違犯者、

日本国中大小神祇冥道、殊者当国鎮守千栗八幡大菩薩、二宮河上大

明神、金立大権現、天山大明神、与賀大明神、大堂六所大明神、氏

神八幡大菩薩、可蒙御罰者也、仍如件、

享祿二年巳丑八月十九日

(龍造寺)  
家門(花押影)

(龍造寺)  
胤久 進覽候

六 龍造寺家兼・家門連署起請文写〔一一九〕

一、親類無二無之外無別条候、総領、

一、对胤久違申間敷事、

一、对兵部大輔方被仰事候者、可為御同前候、

一、幕之事可為御意候、

右、条々事至相違者、弓矢八幡、摩利支天、殊二者氏神八幡、可蒙御罰者也、仍起請文如件、

享祿三年庚寅七月十九日 龍造寺三郎兵衛尉

家門(花押影)

家兼(花押影)

胤久 進覽

御宿所

龍造寺宮内大輔殿

※偽文書の疑義アリ。

九 比叡山榮壽・亮連署差定状写〔一三二〕

定心房経藏

龍造寺殿

右、明年元三会捧物奉行事、所差定如件、

永祿四年正月三日

長行事阿闍梨亮連

一〇 比叡山楞嚴院連署状断簡写〔一三三〕

楞嚴院檢校大僧都印判

權大僧都法印大和尚位直運

右同 宗鎮

右同 舜秀

右同 良賢

右同 正円

右同 最壽

右同 兼秀

右同 宗政

七 龍造寺家門書状写〔一二〇〕

熊卜申候、仍今度就陣立之儀、無余儀入用候間、幕仕立候、去々年茂無分説トモ申サレ、委細承候間、既ニ書キカ工申候、今以不可有別条候、兄ニテ候者、幕之コトク誘可申候、精西山綱五郎可申候、可得御意候、諸慶恐惶謹言、

九月四日

家門(花押影)

上書ニ胤久進覽候 三郎兵衛尉家門

八 大内義隆宛行状写〔一二八〕

合戦勝利之由神妙也、仍所望之地佐賀郡之内五十町・神埼郡之内西郷五百町・三根郡之内下村式百町・坊所三百町等事所宛行也、猶以可抽忠節之状如件、

天文十六年

義隆(天內)

一一 比叡山法印舜稼書状写〔一三三〕

為元三会御勤仕、去年黄金十枚參着候、則遂曳進申候、滿徒衆悦旨候、弥御所願成就之祈念、被抽精誠候、就其大師備物進致候、目出度可被

成御拝領候、尚使僧可申入候、恐々謹言、

三月廿日

法印舜稼判

龍造寺山城守(隆信)

御宿所

同兄次郎

右同

一二 比叡山(?)某書状写〔一三四〕

坂東寺之儀、可対当門末寺之由、被加下知候旨、感悦之至候、猶以寺中之法度向後堅被申付候、弥於敬信者佛法再興之大基、併可為武運延長之懇祈候、猶使僧可申候也、

二月廿八日

判

龍造寺殿

一四 鍋島信昌起請文写〔一三八〕

再拝々々敬白天罰起請文

一、隆信様ニ奉対候様ニ、自今以後鎮賢様ヲ相歎可申事、

一、世上之取沙汰■法可在御聞之事、

一、有為転変之世上、雖相替時候、野ニモ山ニモ身躰之限、可立御用之事、

右、条々於相違者、

天正三年八月十七日 鍋島飛驒守 信昌御血判

一三 神代長良等連署起請文写〔一三六〕

再拝々天罰起請文

一、对龍造寺隆信・同鎮賢・江上種家、為神代長良・同兄次郎尽未來際、不可惡心惡行之事、

付リ質人ノ義ハ何時モ御意次第可遣置候事、

一、隆信・鎮賢・種家御為ニ罷成儀候者、為神代長良何方江モ聊申

扱間敷候事、

一、如此申談候上者、縦隆信御事虎口勇死横死雖有之、到鎮賢・種家

為神代長良・兄次郎企惡行惡心間敷候事、

右、条々於令違犯者、神文略之、後是ニ做也、

天正二年五月廿四日

神代刑部大輔

長良血判

一五 犬塚盛家起請文写〔一三九〕

再拝々々敬白天罰起請文

一、今度請貴意致入国候段、尽未來際御深恩之処、不可有失念之事、

一、請御下知致入国永々二心野心不可存候事、

一、向後可有御用之地盤不淺候事、

元龜三年三月廿四日

犬塚彈正忠盛家血判

隆信  
鎮賢 進覽之候

一六 有馬鎮貴書状写〔一五四〕

対隆信・鎮賢改先非向後得御指南度念望候条、内意之段申尽候、就夫然々為可得御意安富左兵衛尉差遣候、就中故但州至此方別而被添御心之段、今二無忘却候、其積無相違弥御入魂所仰候、於存分八用口上候条不能審候、恐々謹言、

三月廿三日

鎮貴在判

納富左馬大輔殿御宿所

一七 島津氏老中連署書状写〔一五七〕

先年一翰啓入候刻、御懇札畏悦至極二候、為其辻下今度加雲齋被差上候処、通用依難成從中途帰宅候、抑日州之事、義久(高津)雖分国累年逆心故、旧冬被属案利候、然者自豊後至当郡防戦候哉、万一実候ハ、弥向後甚深ク可申談之段所希候ニヨリ、乍微少絹布四端令進之候、聊補空書斗候、期来信候、恐々謹言、

六月十九日

經定(村田)在判

光宗(平田)右同

意鍋(川上意鍋)右同

納富殿

鍋島殿

至日州表急度御出勢之条、遠方乍辛勞此節、別而馳走可為御祝着之由、以御書被仰出候、委細三僚工被仰合候条、不能詳候、恐々謹言、

二月十八日

田原近江入道

紹忍判

朽網三河入道

宗歴判

田北相模守

鎮周判

吉岡越中守

鑑興判

志賀安房入道

道輝判

佐伯紀伊入道

宗天判

龍造寺山城守  
※偽文書の疑義アリ。

一九 鍋島信昌起請文写〔一六四〕

再拝々々天罰起請文

一、奉対鎮賢様於自今以後、二心野心無之相歎可申之候事、  
付密談之儀御入魂候モ、口外申間敷事、

一、領地等何編御相談可申上事、

一、鎮賢様御為ニ不罷成儀存寄承付候者、無邪儀表裏可立御耳之事、

一、鎮賢様飛驒守間ニ万一讒言者ニテ互ニ別儀可被思召之時者、鎮賢

一八 大友氏老中連署書状写〔一五八〕

公御為二罷成候様、為飛驒守相歎可申事、

付り鎮賢公御為二不罷成儀申上間敷事、

右、条々於令相違者、

天正七年己卯月十月廿七日 鍋島飛驒守

信昌御血判

進上鎮賢公  
(龍造寺政家)

二〇 吉田信景起請文写〔一八五〕

再拝々々敬白天罰起請文之事

一、奉对政家公様・信生様野心二心毒薬有間敷之事、

一、今度島原表虎口之御使被仰付候時刻、信生様御意之外、大殿様江

自分ヲ不申上候、大殿様御意之外、信生様江自分不申上候事、

付り虎口之見計者仕違候事、

一、此以後政家公様・信生様御両役人ヨリ、自然密々段被仰聞候共、

口外有間敷候事、

右、条々於相違者、

天正十二年甲申八月一日 吉田清内左衛門尉信景血判

葉 上総介殿

中山对馬守殿

二二 龍造寺家晴起請文写〔一九一〕

再拝々々天罰起請文

一、奉对政家公為家晴尽未来際、無悪心悪行可立御用地盤不浅候事、

一、万一從敵方計策等之儀モ、於申来ハ書状ハ不解紐口上ハ不浅一言

御入魂可申之事、

付り隱密之儀雖仰聞候、口外申間敷候事、

一、政家公家晴間二自然讒者中言於有之ハ、相糺邪正御憲法之儀可自

出之事、

右、条々於令違犯者、

天正十二年九月十四日

政家公進覽

上総介家晴  
(龍造寺)

二二 龍造寺政家書状写〔二〇〇〕

去年九月四日御内書正月廿五日謹テ頂戴仕候、殊御太刀一腰忝致拝領

候、誠悴家ノ面目不可過之候、抑 御入洛之儀、千秋万歳候、因茲可

遂馳走之段被仰下候、請其旨相応之儀不可存緩意候、仍テ御太刀一

腰・御鷹一連致進上之候、併奉表御祝礼之趣宜預御披露候、恐惶謹言、

五月廿日  
(天正三年)

政家

真木島玄蕃頭殿  
(昭光)

一色駿河守殿  
(昭秀)

上書 一色駿河守殿

真木島玄蕃頭殿

龍造寺民部大輔

二三 龍造寺政家書状写〔二〇一〕

今度被成下御内書候、忝令頂戴候、仍從上口御入洛之御催半候哉、就

夫遠国相応之儀、可致馳走之段被仰候、聊不可存疎懷候、雖然近年此

郡弓箭依所乱意外罷成候、此之謂可然之様御披露可仰候、恐惶謹言、

五月廿日

龍造寺民部大輔政家

真木島玄蕃頭殿(昭光)

一色駿河守殿(昭秀)

此返書各礼也、

十月日

比叡山大本願

探題僧正豪盛血判

進上龍造寺民部大輔人々御中

二四 正親町天皇綸旨写〔二〇三〕

就山門并日吉社再造之儀、分國中諸寺諸山奉加之事、於馳走者可被  
悦思食之由、天氣所候也、仍執達如件、

二七 鍋島信生起請文写〔二〇六〕

再拜々々天罰起請文

天正十二年十二月十二日

左中將

龍造寺

一、就今度御弓箭、到政家ニ親公別テ被副御心候段、雖有忘却トモ

中々不及申候、然時ハ親公御事、今ニハ隆信存生ト奉存、何編至

身上之儀振懸申、政家ニ奉公仕候間、御心腹ヲ不被相殘被仰聞候

ハ、弥身命之限政家ニ奉公ヲ可遂候事、

二五 龍造寺政家書状写〔二〇四〕

奉請 綸旨事、

右、跪謹以致頂戴候畢、眉目之至極国中之龜鑑何如之畢、抑 日吉社

一、以時分政家隱居之砌、飛驒守事ハ隱居之供仕候テ、政家ニ奉公之  
外不存別儀候事、

御奉加事、云勅命、云神慮、最被存忠義近年雖為弓箭未治之節、先以

一、自然飛驒守奉公之儀、政家氣色ニ不相似之儀共候ハ、親公被聞召

励微志、八王子一社造營料運上候、以此等之旨宜預御執券由可得尊意

候テ被仰聞候ハ、唯今之奉公ヲ相迦候テ、相当之奉公心及之処可

候、誠恐誠惶謹言、

仕候、其時分モ政家ヲ不可存恨ニ候、如此之申事モ忤家歎之余ニ

四月十五日

民部大輔政家

令申候事、

上書 御奉行所 裏ニ龍造寺卜御書載、

右之趣、一字一言モ於相違者、

天正十三年七月二日

鍋島信生

二六 比叡山豪盛書状写〔二〇五〕

為日吉社造營料金子十兩御奉納天道御冥感必然之上、御武運長久・国

二八 筑紫広門起請文写〔二〇七〕

家安全指掌様候、就其御祈禱卷数并板物一令進獻候、表祝儀計候、猶

再拜々々敬白天罰起請文

更精誠不可有油断候、余御懇志難有存候間、不斗罷下御礼可申述候、

夫意趣ハ、今度種実(敬)・広門(敬)間之儀、政家以御中達、互ニ改先非、令純

其砌御門跡御令旨并上乘院何モ可被仰入之由候、委細出雲方可申上候

熟候条到種実聊無疑心以真実当弓箭行等申談可抽粉骨候、勿論奉対薩

条、不能詳候、恐惶謹言、

熟候条到種実聊無疑心以真実当弓箭行等申談可抽粉骨候、勿論奉対薩

州三家以同意申入上ハ、当末到豊後家、申通間敷之事、

右之趣、於令違犯者、

天正十三年八月廿九日

筑紫左馬頭広門血判

龍造寺殿

二九 龍造寺家晴起請文写〔二〇八〕

再拜々々天罰起請文

- 一、到政家公自今以後無別心得貴意之事、
- 一、政家公家晴問ニ誰人如何躰讒言雖有之、不致合心、到政家公無腹藏、相尋糺実否弥可得貴意候事、

一、世上如何躰雖轉變候、政家公事差捨申間敷事、

付リ家晴親類家中之人、到政家公逆意雖相挟、同心申間敷候事、

一、承付存寄子細ハ、何ケ度モ可申入之事、

一、縦從敵方計策候モ、書状ハ不解紐口上ハ、不残一言モ可申入事、

付リ密々之儀被仰遣候ハ、聊口外申間敷候事、

天正十三年九月晦日

龍造寺上総介家晴血判

政家公進覽

三〇 小早川隆景書状写〔二一〇〕

如仰、旧冬ハ不斗殿上国関白殿へ、遂一礼即令下向候、長久入魂之躰

二候間、可安御心候、為御祝儀御太刀一腰金覆輪・織物ニ反送給候、

到遼遠御丁寧之儀候、仍九州之儀、先状如申静謐之儀、京都御下知候

条、可被成其御心得候、御使僧御仕合能被明御隙趣ハ、從是重疊申入

候、然ハ御質之事之外被差急儀候条、可鷗継日夜差下申候、成富十

右衛門尉方之事ハ、御断申候テ到大坂上セ申候、彼御分別御辛勞之段、

御褒美可被成候、御人質無御延引来月廿日比大坂着候様、御上セ可為

肝要候、此一儀ニ相極候、猶任口上候、

恐々謹言、

二月廿三日

小早川  
隆景判

政家參御報

三一 鍋島信生起請文写〔二一三〕

再拜々々敬白起請文

右意趣者、御家裁判之儀雖被申付候、更根氣相尽候条、難罷成之由遂

御詫言候処、右之趣不可相背由為各蒙仰候条、先以任御助言之旨候、

然上ハ毛頭不奉存他心別儀及根氣所身命ヲ限、政家御為ヲ歎可致御奉

公覚語候、然ハ依奉存御家之為、縦一旦御氣色雖惡敷候、存寄候処、

無用捨可申上候、勿論非道之儀心ニ覚所沙汰仕間敷候間、被聞召付儀

候ハ、則可被仰聞候、其時相背申間敷候、殊政家為ヲ各依被思召、今

度忝貴意ヲ被下候上ハ、奉対各候テモ、向後無忘却不奉存緩疎之儀、

政家ニ相応之御取合不可存余儀候、自然氣根不相叶儀候ハ、到各御理

ヲ申述只今之御奉公之姿可致上表候、於其節ハ被仰談政家所之義、可

然様可被相歎御事奉頼候、御家之為ニ候条、縦某雖相迦候、愚意候ハ、

無腹藏可申上儀、聊用捨仕間敷候、万一各御身躰及御氣遣候儀候ハ、

何様以真實御用ニ可罷立候事、

一、於家中我意之人於有之ハ、糺実否顯然之時ハ、政家へ立御耳成敗

可仕之事、

一、政家様之儀、到信生讒者之人候ハ、政家様彼衆中ニ不残可有其申

付、如此雖申合候、若到政家為各於逆意ハ此御神文不可有其実候事、

右、条々於令違犯者、

天正十四年四月十一日 鍋島飛驒守信生血判

江上權兵衛尉殿(家種)

龍造寺安房守殿(信周)

横岳下野守殿(頼統)

龍造寺越前守殿(家就)

内田紀伊守殿(信賢)

鴨打陸奥守殿(胤忠)

副島長門守殿(家益)

龍造寺和泉守殿(長述)

龍造寺上総介殿(家晴)

後藤伯耆守殿(家信) 進覽

三二 龍造寺政家起請文写〔二一四〕

再拜々々

家裁判之儀、鍋島飛驒守ニ申付候条、縦政家気色ニ不相似合之儀雖有之、各ニ無談合政家為自分飛驒守身躰、不可有相違之儀候事、

付リ对政家為飛驒守緩疎之儀、有之由誰人申儀候ハ、到飛驒守其旨趣不殘申聞相糺邪正讒人於顯然ハ、則時可致其沙汰之事、

天正十四年卯月十三日

政家

家種(江七)

信周(龍高等)

頼統(頼忠)

家就(龍造寺)

胤忠(鴨打)

家益(副島)

長述(龍造寺)

家晴(龍造寺)

家信(後藤)

三三 伊集院忠棟起請文写〔二一五〕

起請文

右意趣ハ、今度到豊後出張之儀ニ付テ、質人之事申上候処、以着到承候趣、令納得候上ハ彼質衆中番替之日数、聊無滞差替可申事、少モ不可有疎意候、自豊州於帰陣ハ彼質人之事、則帰可申候、自然方角出勢於相延ハ、是モヤガテ可 帰遣候事、

付八代へ逗留之質人此節帰可申事、

此旨若令相違者、

天正十四年三月廿四日

伊集院右衛門大夫忠棟

龍造寺民部大輔殿

三四 黒田孝高・毛利輝元連署起請文写〔二一七〕

如御兼約此節可有御忠義之由、以而使被仰越候、然処京都之御判形五日以前御差下候、誠ニ御冥加之至候、此時ハ預御現形專一候、向後見放申間敷候、



若此旨於偽申者可罷蒙、

日本国中小神祇八幡大菩薩、殊巖島大明神・天満大自在天神御罰者也、仍起請文如件、

天正十四年十一月七日

毛利右馬頭判(輝元)

黒田勘解由判(孝高)

龍造寺民部大輔殿

極月二日

龍造寺民部大輔殿

御朱印(豊臣秀吉)

三七 大谷吉継書状写〔二二二〕

將又、雖是式如何候、加賀染手綱・腹帶五十具進覽之候、表音信斗候、

就御礼儀被差上御使候、披露仕候處、今度早速被立色御忠節之段、別テ御感悦不斜候、則御使江毛重疊被仰含、誠ニ御面目之至珍重存候、則被成御書候、不日御動座候条、其節以貴面可申談候、次拙者江銀子三拾兩拜受候、祝着之至難謝候、猶頓テ安国寺下向候条、其刻万々可申入候、恐々謹言、

正月廿三日

吉継判

龍造寺民部大輔殿御返報

三五 波多親起請文写〔二一八〕

再拜々々天罰起請文

右意趣者、去夏到平戸及弓箭候處、武雄・平戸連々往返無心元存之至、貴家雖申入、右之段数月無御取沙汰候条、不審千万二候處、水町丹後守方・小河三郎右衛門方被差越候間、令納得候上、重畳預御神文候、此上ハ到政家不存疑心候、此外ハ数度之神裁判白候条不申承候、京芸薩御弓箭之躰、如何様雖為變化、政家不差捨申可相歎之事、

此趣於偽者、

天正十四年霜月廿七日

波田親血判(又)

政家參

三八 飛鳥井雅繼書状写〔二四〇〕

紫之組冠懸之事、条々雖有子細之儀、御懇望之間免申候、御着用尤規模珍重也、恐々謹言、

七月廿八日

雅繼(飛鳥井)

羽柴侍從殿

三六 豊臣秀吉朱印状写〔二一九〕

今度鳥津豊後へ令乱入ニ付テ、此刻殿下へ可有忠節之由候テ、色相立肥後表方々相働放火之由申越候、誠以神妙ニ被思召候、就其阿波・淡路備前・美作其外人数三百余之ツモリニテ重テ差遣候、鳥津敗軍可仕候、自然逃落薩州於楯籠ハ、来春早々被出御馬、鳥津可被刎首候条、聊無越度様行肝要候、委細小早川左衛門佐(隆景)・黒田勘解由(孝高)可申候也、

三九 毛利輝元書状写〔二四三〕

就帰国之儀、遙々被仰越祝着之至候、在洛中切々令參着本懷候、御下向之後無相替儀御氣色可然罷下候、其内承候、御隱居等之事意得存候、此等之趣可申述之処、大仏殿材木之事被仰下候条、分国中申付候間延

引候、隆景今日下国候条、此通可被申候由相約候、猶追々可申候、恐々  
謹言、

十月廿八日

(毛判)  
宰相輝元

羽柴侍從殿御報

四〇 龍造寺政家書状写〔二四五〕

長法師丸就養子契約之儀、(龍造寺) 忤名字龍造寺之事、到飛驒守令附与畢、然

ハ於伊勢松丸毛相統之儀、(鍋島勝茂) 可為肝要之状如件、

天正十六年十一月廿八日 羽柴肥前侍從政家

(鍋島直茂)  
龍造寺飛驒守殿